



## パラカヌー国内クラス分け規則（第1案,2022年6月1日）

本書は、2017年1月ICFクラス分け規則を翻訳し、国内向けに改訂したものである。

なお、ICFクラス分け規則は、本競技規則にとって不可欠であり、次のURLから入手可能である。

[https://www.canoeicf.com/sites/default/files/icf\\_classification\\_rules\\_regulations\\_for\\_paracanoe.pdf](https://www.canoeicf.com/sites/default/files/icf_classification_rules_regulations_for_paracanoe.pdf)

発行：一般社団法人日本障害者カヌー協会

## **第0部：はじめに**

0 IPC クラス分け規程および国際基準からの抜粋事項

## **第1部：総則**

1 適用範囲と適用方法

2 役割と責務

## **第2部：クラス分け従事者**

3 クラス分け従事者

4 クラス分け委員の適格性、養成および認定

5 クラス分け委員行動規範

## **第3部：競技者評価**

6 総則

7 出場要件を満たす障がい

8 障がいの最小基準

9 競技クラス

10 クラス分け未完了

## **第4部：競技者評価とクラス分けパネル**

11 クラス分けパネル

12 クラス分けパネルの責務

13 評価セッション

14 競技観察

15 競技クラスステイタス

16 複数の競技クラス

17 通知

## **第5部：出場要件を満たさない障がいの競技クラス**

18 競技クラス NE（出場要件を満たさない）

## **第6部：抗議**

19 抗議の適用範囲

20 抗議の申し立てが認められている関係者

21 競技者および所属チームによる抗議

22 競技者および所属チームによる抗議の手続き

23 JCF or JPCA による抗議

24 JCF or JPCA による抗議の手続き

25 抗議パネル

26 抗議パネルを利用できない場合の規定

27 特例規定

28 抗議に関する特例規定

#### **第7部：評価セッション中の不正行為**

29 評価セッションへの欠席

30 評価セッションの一時停止

#### **第8部：医学的再検査**

31 医学的再検査

#### **第9部：意図的不実表示**

32 意図的不実表示

#### **第10部：競技者情報の使用**

33 クラス分けデータ

34 同意と取り扱い

35 クラス分けの研究

36 競技者への通告

37 クラス分けデータのセキュリティ

38 クラス分けデータの開示

39 クラス分けデータの保持

40 クラス分けデータのアクセス権

41 クラス分けマスターリスト

#### **第11部：上訴**

42 上訴

43 上訴の申し立てが認められている関係者

44 上訴

45 上訴に関する特例規定

#### **第12部：用語解説**

##### **付録書1：身体障がいのある競技者**

46 出場要件を満たす障がいの種類

47 障がいの最小基準

48 評価方法

49 競技クラスの割り当てと競技クラスステータスの指定のための評価基準

##### **付録書2**

50 出場要件を満たさない障がい

51 すべての競技者に適用される潜在的な健康状態ではない健康状態

## 第0部： はじめに

### 0 IPC クラス分け規程および国際基準からの抜粋事項

- 0.1 国際パラリンピック委員会（以下、「IPC」）クラス分け規程は、パラリンピックムーブメントにおいてクラス分けを行う際に、必ず準拠しなければならない基本文書である。その目的は、クラス分けに対する信頼性を保持し、幅広い層の競技者の参加を促進することである。この目的を達成するため、IPC クラス分け規程はすべての競技に共通するクラス分けの方針と手順を記述し、すべてのパラスポーツに適用される原則を定める。
- 0.2 IPC クラス分け規程には、クラス分けの重要な分野における具体的な運用指針となる 5 つの国際基準も盛り込まれている。
- 0.3 国際基準は IPC クラス分け規定を補完するものであり、競技者及びその他の関係者が理解し信頼できる方法で、すべての加盟団体がクラス分けの具体的な諸点を実行できるような技術的及び運用上の基準となっている。
- 0.4 国際基準を遵守することは義務である。競技者の判定のための国際基準は IPC クラス分け規定およびその他の国際基準と合わせて理解する必要がある。

## 第1部： 総則

### 1 適用範囲と適用方法

#### 採択

- 1.1 この国内クラス分け規則（以下、「当規則」と表記）は、2017年版国際カヌー連盟（以下、「ICF」と表記）クラス分け規則に準ずるものとし、国内においてパラカヌーの発展とパラスポーツの価値を厳守するために日本障害者カヌー協会（以下、「JPCA」）クラス分け委員会が作成したものである。
- 1.2 当規則は、2022年6月15日にJPCA理事会により採択された。
- 1.3 当規則にはいくつかの付録書がある。これらの付録書は当規則の不可欠な構成要素である。
- 1.4 当規則はJPCAの規則と規約の一部を形成するものである。
- 1.5 当規則は競技者評価を補助するために作成されたいくつかのクラス分けフォームにより補完される。このクラス分けフォームはICFより入手することができ、JPCAによって翻訳、国内向けに修正される。また適宜ICF及びJPCAにより変更されることがある。

#### クラス分け

- 1.6 クラス分けは、公平性を確かなものにするために以下の目的で実施される。
  - a) 誰がパラスポーツに参加する資格を有し、ひいては、誰がパラリンピック競技者になれるかという目標の実現機会を定義すること。
  - b) 障がいの影響を最小限に抑え、競技力に優れる競技者が最終的に勝利することを目的とした競技クラスに競技者をグループ分けすること。

## 適用方法

- 1.7 JCF並びにJPCA、および国内公認競技会で競技するすべての競技者、競技支援者、JPCAの規則と規約で定められた加盟連盟や加盟組織に適用される。

## 2 役割と責務

- 2.1 競技者、競技支援者、クラス分け委員は、当規則およびIPCクラス分け規程、国際基準を含むクラス分けに適用されるIPCハンドブックのすべての要件を熟知する責任を負う。

### 競技者の責務

- 2.2 競技者の役割と責務には以下のものがある。
- a) 当規則で規定された該当するすべての方針、規則および手順に精通し、遵守する。
  - b) 誠意をもって競技者評価に参加する。
  - c) 健康状態と出場要件を満たす障がいに関連する適切な情報をJPCAが適宜入手したり利用したりできるように図る。
  - d) 当規則への違反に関する調査に協力する。
  - e) 自らの経験と専門知識の交換・提供を通じて、教育と認知度向上の過程やクラス分けの研究に積極的に参画する。
  - f) クラス分けテストを軽視する発言をし、また他の競技者に対してそれらを唆し、もしくは強要し、クラス分けテストに対する信頼を損ねる言動をしてはならない。
  - g) 虚偽行為を発見した場合は、各種機関に報告する。
- ※ 前条に違反した場合には、競技者規律規程による処罰の対象とする。

### 競技者支援者の責務

- 2.3 競技者支援者の役割と責務には以下のものがある。
- a) 当規則で規定された該当するすべての方針、規則および手順に精通し、遵守する。
  - b) 競技者の価値観と行動に対する影響力を用いて、クラス分けに対する肯定的で協力的な態度とコミュニケーションを培う。
  - c) クラス分けシステムの策定・管理・実施に協力する。
  - d) 当規則への違反に関する調査に協力する。
  - e) 虚偽行為を発見した場合は、各種機関に報告する。
- ※ 前条に違反した場合には、競技者規律規程による処罰の対象とする。

### クラス分け委員の責務

- 2.4 競技者支援者の役割と責務には以下のものがある。
- a) 当規則で規定された該当するすべての方針、規則および手順の実務に精通する。

- b) 自らの影響力を用いて、クラス分けに対する肯定的で協力的な態度とコミュニケーションを培う。
- c) 教育および研究への参加をはじめとして、クラス分けシステムの策定、管理、実施に協力する。
- d) 当規則への違反に関する調査に協力する。

## 第2部： クラス分け従事者

### 3 クラス分け従事者

- 3.1 クラス分け従事者は、当規則を効果的に実施するための根幹となるものである。JPCA は、クラス分けの企画、実施、および管理において中心的な役割を果たすクラス分け従事者を任命する。

#### JPCA クラス分け委員長

- 3.2 JPCA はクラス分け委員長を任命しなければならない。クラス分け委員長は、JPCA のクラス分け業務の指示、管理、調整および実施の責務を負うものである。
- 3.3 クラス分け委員長は、指名されたクラス分け委員やその他 JPCA が権限を与えた者に特定の責務を委譲したり、特定の業務を移管したりすることができる。
- 3.4 クラス分け委員長を、クラス分け委員またはチーフクラス分け委員として任命することができる。

#### JPCA チーフクラス分け委員

- 3.5 チーフクラス分け委員は、特定の競技会または JPCA が規定したその他の場所でクラス分け業務の指示、管理、調整および実施にあたるよう任命されたクラス分け委員である。JPCA は、チーフクラス分け委員に特に以下の業務を実施するように求めることができる。
  - 3.5.1 評価セッションに出席する必要がある競技者を特定しスケジュールを作成する。
  - 3.5.2 クラス分け実施期間において当規則が適切に適用されるようにクラス分け委員を監督する。
  - 3.5.3 JPCA と協議して抗議を管理する。
  - 3.5.4 クラス分け委員が競技会で自らの職務を遂行できるよう、移動、宿泊、その他ロジスティクスのすべての適切な手配を図り、関連する競技会主催機関と連携する。
- 3.6 チーフクラス分け委員は、ふさわしい能力のある他のクラス分け委員やその他 JPCA の役員や代理人、または競技会の大会組織委員会の者に、特定の責務を委譲したり、特定の業務を移管したりすることができる。

#### JPCA クラス分け委員

- 3.7 クラス分け委員は、JPCA による公式の養成課程を修了し、認定を受けたものである。クラス分けパネルの一員として競技者評価の一部またはすべてを実施することについて、JPCA から役員としての権限を与えられる者である。

3.8 国内で行われる全ての大会、またはイベントにおいて、単独でクラス分け業務を行うことができる。

#### 準 JPCA クラス分け委員

3.9 準 JPCA クラス分け委員は、JPCA による公式の養成課程を修了し認定を受けた者である。

3.10 JPCA は、クラス分け委員の適格性を向上させるために準 JPCA クラス分け委員を指名し、クラス分けパネルの指導のもと、競技者評価の一部またはすべてに参加させることができる。

3.11 国内の地方大会レベルの大会において、単独でクラス分け業務を行うことができる。

3.12 全国大会レベルのクラス分けの補助業務に従事することができる。

### 4 クラス分け委員の適格性、養成および認定

4.1 クラス分け委員は、該当するクラス分け委員の適格性があることを JPCA によって認定された場合、クラス分け委員を務める権限が与えられる。

4.2 JPCA は、クラス分け委員の適性の獲得・維持を図るため、クラス分け委員の養成と教育を実施しなければならない。

4.3 JPCA は、明確かつ入手可能な方法でクラス分け委員の適格性を規定し公表しなければならない。クラス分け委員の適格性として、以下のものを備えていなければならない。

4.3.1 当規則に関する十分な理解。

4.3.2 クラス分け委員として従事する競技と、その競技の技術規則についての理解。

4.3.3 IPC クラス分け規程および国際基準についての理解。

4.3.4 JPCA のクラス分け委員を務めるために必要な専門資格、経験レベル、技能および/または適格性。以下のような条件を満たす必要がある。

a) メディカルクラス分け委員：医療資格を有し、かつ解剖学及び運動学に精通していることが条件。例えば、医師または理学療法士、作業療法士、柔道整復師、鍼灸師、各種トレーナー資格を有し、解剖学及び運動学に精通している者。

b) テクニカルクラス分け委員：日本体育協会公認コーチ(カヌー)の資格を所有、あるいはカヌー競技に3年以上の経験を有することが条件。カヌー(スプリント)のパドリングにおいて広範かつ実用的な知識を持つ者。

c) 共通：日本障害者カヌー協会協会会員であり、指導員等の日本パラスポーツ協会公認資格を保有している者(養成講習会受講後2年以内に取得予定の方を含む)

4.4 JPCA は、クラス分け委員の適格性を評価する手段であるクラス分け委員の認定手順を確立しなければならない。この手順には以下のものを含めなければならない。

4.4.1 準 JPCA クラス分け委員の認定手順

4.4.2 認定機関に関する質的評価

4.4.3 基準に満たない業績に対する、認定の修正または撤回という選択肢を含む対処手順

#### 4.4.4 クラス分け委員の再認定手順

4.5 JPCA は、準 JPCA クラス分け委員になることを希望する人物に適用される入門レベルの基準を定め、教育を提供しなければならない。認定手順は以下の通りである。

4.5.1 国内クラス分け委員養成講習会に参加し、修了すること。

4.5.2 資格有効期限は 2 年で更新制とし、期間中に 1 回以上国内のクラス分けあるいは国内クラス分け委員養成講習会に参加することで更新される。

4.5.3 全国大会レベルのクラス分け業務補助を 2 大会実施後、1 大会において国際クラス分け委員の監督のもとクラス分け業務を実施し、合格すると JPCA クラス分け委員となる。

4.6 JPCA は認定および再認定の目的で、JPCA クラス分け委員に継続的教育の実施と適格性に照らして一定の期間を以て見直さなければならない。更新手順は以下の通りである。

4.6.1 JPCA クラス分け委員の資格有効期限は 2 年間とする。

4.6.2 期間中に 1 回以上国内大会のクラス分けあるいは国内クラス分け委員養成講習会に参加することで更新される。

4.6.3 クラス分け委員が所定の適格性を備えていることについて JPCA の納得が得られない場合、当該クラス分け委員が認定を失う場合がある。

4.6.4 クラス分け委員が所定の適格性を備えていることについて JPCA の納得が得られた場合、当該クラス分け委員が認定を再取得できる場合がある。

## 5 クラス分け委員行動規範

5.1 JPCA におけるクラス分けの完全性は、クラス分け従事者の行動にかかっている。このため、JPCA は「クラス分け委員行動規範」と呼ばれる一連の職務上の行動基準を採用している。

5.2 クラス分け従事者の全員が、このクラス分け委員行動規範を遵守しなければならない。

5.3 クラス分け従事者がクラス分け委員行動規範に違反する行動を取った可能性がある場合は、JPCA に報告しなければならない。

5.4 JPCA がそうした報告を受けた場合には報告を調査し、適切な場合は懲罰措置を科す。

5.5 クラス分け委員に実際の利益相反や、利益相反とみなされるもの、または潜在的な利益相反があるか否かを、JPCA が独自の裁量で判断することができる。

## 第3部： 競技者評価

### 6 総則

6.1 JPCA は、競技者に競技クラスを割り当て、競技クラスステータスを指定するための手順、評価基準および評価方法を当規則にて規定している。この手順を競技者評価と呼ぶ。

6.2 競技者評価には多数の段階が含まれるため、当規則には以下に関する規定を設けている。

6.2.1 競技について、競技者に出場要件を満たす障がいがあるか否かの評価

6.2.2 競技について、競技者が障がいの最小基準を満たしているか否かの評価



6.2.3 競技者が競技の基本となる特定の課題や動作を遂行できる程度に応じた競技クラスの割り当てと競技クラスステータスの指定

6.3 日本における JPCA 主催あるいは共催のパラカヌー大会に出場する資格を得るためには、競技者評価の下にクラス分けされる必要がある。

6.4 国内あるいは国際のクラス分けを受けてから 2 年以上大会に出場していない競技者、または JPCA を一度以上退会したことがある競技者については、大会出場前に競技者評価を受け直す必要がある。

6.5 国内あるいは国際のクラス分けを受けてから新たな怪我あるいは病気などにより障がいの程度に変化がある競技者については大会出場前に競技者評価を受け直す必要がある。

6.6 クラス分け委員に協力しなかった場合やクラス分けの過程を完了しなかった場合は、大会への出場資格を停止する: Classification Not Complete (CNC)。

## 7 出場要件を満たす障がい

7.1 JPCA が統轄する競技への参加を望む競技者は、出場要件を満たす障がいがあり、その障がいが恒久的なものでなければならない。

7.2 当規則の付録書 1 は、JPCA が統轄する競技に参加するため競技者に必要な出場要件を満たす障がいを示している。

7.3 付録書 1 に出場要件を満たす障がいとして記載されていない障がいはすべて、出場要件を満たさない障がいである。付録書 2 に出場要件を満たさない障がいの例が記載されている。

### 出場要件を満たす障がいの評価

7.4 JPCA は競技者に出場要件を満たす障がいがあるか否か判断しなければならない。

7.4.1 競技者に出場要件を満たす障がいがあることを納得するために、JPCA は潜在的な健康状態にあることを実証するように競技者に求めることができる。付録書 2 に潜在的な健康状態に当てはまらない健康状態の例を示す

7.4.2 個々の競技者に出場要件を満たす障がいがあると判定する方法は、JPCA クラス分け委員長のカラ量で決定できる。クラス分け委員長は、競技者の出場要件を満たす障がい十分に明白である場合、これらの実証は不要とみなすこともできる。

7.4.3 競技者に出場要件を満たす障がいがあるか否かを判断する過程で、当該競技者は競技参加することが安全ではない健康状態にある場合、または当該競技者が競技参加した場合は健康に危険を及ぼす可能性があるとして JPCA クラス分け委員長が判断する場合、当規則の第 10 項に従い、当該競技者をクラス分け未完了: CNC に指定することができる。そのような場合には、クラス分け委員長がその根拠を説明する。

7.5 競技者は要請された場合、以下のように診断情報を JPCA クラス分け委員長に提出しなければならない。

7.5.1 競技会のエントリー締め切り前までに、医学的診断書を JPCA クラス分け委員長に提出しなければならない。

- 7.5.2 医学的診断書は、日付と有資格医療従事者による署名が記入されていなければならない。医療従事者は、自分の連絡先（e メールアドレス）を含めなければならない。
  - 7.5.3 医学的診断書は、クラス分け委員長による要請がある場合、裏付けとなる診断情報と一緒に提出しなければならない。
  - 7.5.4 競技者に出場要件を満たす障がいがあることを納得するために、JPCA は潜在的な健康状態にあることを実証するように競技者に求めることができる。付録書 4 に潜在的な健康状態に当てはまらない健康状態の例を示す
- 7.6 クラス分け委員長は、その裁量で医学診断書および/または診断情報が不完全である、または一貫性に欠けているとみなした場合、競技者に医学診断書（必要な裏付けとなる診断情報と一緒に）の再提出を求めることができる。

## 8 障がいの最小基準

- 8.1 競技への参加を望む競技者には、当該競技に該当する障がいの最小基準を満たす出場要件を満たす障がいがないなければならない。
- 8.2 ICF は、競技者の出場要件を満たす障がい競技の基本となる特定の課題や動作を遂行できる能力に影響を与えることを保証するために障がいの最小基準を定めている。
- 8.3 当規則の付録書 1 には、ICF の基準を元に JPCA に適用される障がいの最小基準と、クラス分けパネルが評価する手順が明記されている。
- 8.4 障がいの最小基準を満たさない競技者には、当該競技について競技クラス NE（出場要件を満たさない）：Not Eligible を割り当てなければならない。
- 8.5 クラス分けパネルは、競技者が障がいの最小基準を満たしているか否かを評価しなければならない。これは評価セッションの一部として実施される。評価セッションへの参加の前に、まず競技者は自分には出場要件を満たす障がいがあるとクラス分け委員長を納得させなければならない。
- 8.6 競技用補装具の使用に関して、JPCA は以下に挙げる障がいの最小基準を定めている。
  - 8.6.1 出場要件を満たす障がいと障がいの最小基準については、競技用補装具の使用が競技者の競技の基本となる特定の課題や動作を遂行できる能力にどの程度影響を与えるのかを考慮してはならない。

## 9 競技クラス

- 9.1 競技クラスとは JPCA が当規則の中で定めるカテゴリーである。競技の基本となる特定の課題や動作を遂行できる能力に出場要件を満たす障がい及ぼす影響の程度に照らして、競技者を競技クラスにグループ分けする。
  - 9.1.1 出場要件を満たす障がいがない競技者、または障がいの最小基準を満たしていない競技者には、当規則の第 18 項の規定に従い、当該競技について競技クラス NE を割り当てなければならない。
  - 9.1.2 障がいの最小基準を満たす競技者には、競技クラスが割り当てられなければならない（競技者評価への欠席および競技者評価の一時停止に関する当規則の規定の遵守を条件とする）。

9.1.3 JPCAによる競技クラスNEの割り当て（第18.1項に基づく）を除き、競技クラスの割り当ては、競技者の出場要件を満たす障がい競技の基本となる特定の課題や動作に影響を及ぼす程度を判定したクラス分けパネルの評価のみに基づいて、実施しなければならない。この評価は、主要な課題や動作を繰り返し観察でき、競技をしていない管理された状況の中で実施しなければならない

9.2 当規則の付録書1には、競技クラスの割り当てと競技クラスステータスの指定のための評価方法および評価基準が明記されている。

## 10 クラス分け未完了

10.1 競技者評価のいかなる段階でもクラス分け委員長またはクラス分けパネルが競技者に競技クラスを割り当てることができない場合には、クラス分け委員長あるいは該当するチーフクラス分け委員は当該競技者をクラス分け未完了（CNC）として指定できる。

10.2 クラス分けの過程は、競技者への不快感を与えないために細心の注意をもって行われるが、不快感とは関係なくクラス分けの過程が完了していない場合はクラス分け未完了（CNC）と指定される。また、競技者はクラス分けの同意をいつでも撤回することができるが、その場合もクラス分け未完了（CNC）と指定され、該当する競技大会に出場する資格はなくなる。

10.3 クラス分け未完了（CNC）は競技クラスではないため、当規則の抗議に関する規定に従うものではない。ただしクラス分け未完了（CNC）は、JPCAのクラス分けマスターリストに記録されるものとする。

10.4 クラス分け未完了（CNC）を指定された競技者は、該当するJPCAの競技大会に参加することができない。

## 第4部：競技者評価とクラス分けパネル

### 11 クラス分けパネル

11.1 クラス分けパネルは、評価セッションの一部を含む競技者評価の一部またはすべての工程を実施するために、JPCAが任命するクラス分け委員の集団である。

#### 総則

11.2 クラス分けパネルは、認定されたクラス分け委員2名以上（1名のメディカルクラス分け委員と1名のテクニカルクラス分け委員）で構成されなければならない。例外的な状況では、メディカルクラス分け委員がテクニカル評価のシステムを熟知している場合、あるいはテクニカルクラス分け委員が正当な医学的資格を有し、メディカル評価のシステムを熟知している場合には、当該クラス分け委員1名のみでクラス分けパネルを構成することをチーフクラス分け委員が決定できる。

11.3 認定されたクラス分け委員の必須定員数に加えて、準クラス分け委員をクラス分けパネルの一員として、競技者評価に参加させることができる

### 12 クラス分けパネルの責務

- 12.1 クラス分けパネルは評価セッションを実施する責務を負う。評価セッションの一部として、クラス分けパネルは以下のことを実施しなければならない。
  - 12.1.1 競技者が競技の障がいの最小基準を満たしているか否かの評価
  - 12.1.2 競技者が競技の基本となる課題や動作をどの程度遂行できるかの評価
  - 12.1.3 (必要な場合は) 競技観察の実施
- 12.2 評価セッションの後、クラス分けパネルは競技クラスの割り当てと競技クラスステータスの指定、またはクラス分け未完了(CNC)の指定を行わなければならない。
- 12.3 評価セッションに先立って、競技者に出場要件を満たす障がいがあるか否かの評価をクラス分け委員長が実施していなければならない。ただし、クラス分け委員長がクラス分けパネルに当該評価の実施を要請している場合は除く。
- 12.4 評価セッションは、主要な課題や動作を繰り返し観察できる、競技をしていない管理された状況の中で実施しなければならない。
  - 12.4.1 フィットネスの低さ、技術的習熟度の低さ、加齢その他の要因が競技の基本的な課題や動作に影響を及ぼすことも考えられるが、競技クラスの割り当てはこうした要因に影響されてはならない
- 12.5 出場要件を満たさない障がいと出場要件を満たす障がいがある競技者は、出場要件を満たさない障がいがあるがクラス分けパネルの競技クラスを割り当てる判断に影響を与えないことを条件に、出場要件を満たす障がいに基づいてクラス分けパネルによる評価を受けることができる。
- 12.6 競技者への競技クラスの割り当ては、付録書1に明記された手順に従うものとする。

## 13 評価セッション

- 13.1 本項はすべての評価セッションに適用される。
- 13.2 競技者の所属チームは、本項の規定に関連した義務に競技者が従うことを保証する責務を負う。
- 13.3 競技者について
  - 13.3.1 競技者は、評価セッションに出席する際に競技者の所属スタッフを1名帯同させる権利を有する。競技者が未成年者の場合や競技者に知的障がいがある場合は、必ず帯同者がいなければならない。
  - 13.3.2 評価セッションの際に競技者が選ぶ帯同者は、当該競技者の障がいと競技歴に精通していなければならない。
  - 13.3.3 競技者と帯同者はJPCAが規定する競技者同意書の内容を熟知し、正当に評価を受けることを承認、署名しなければならない。
  - 13.3.4 競技者は、競技クラスの割り当てを望む競技に関連する服装や装具とともに評価セッションに出席しなければならない。
  - 13.3.5 競技者は、薬剤または医療用の器具やインプラントを使用していることをクラス分けパネルに開示しなければならない。
  - 13.3.6 競技者は、クラス分けパネルから与えられる合理的な指示をすべて遵守しなければならない。

#### 13.4 クラス分けパネルについて

- 13.4.1 クラス分けパネルは、競技クラスを割り当てるのに必要と考える場合は、競技者の出場要件を満たす障がいに関連する医療文書の提示を競技者に求めることができる。
- 13.4.2 クラス分けパネルは、競技クラスを割り当てる上で医学的、技術的、または科学的な意見が欠かせないと考える場合に、クラス分け委員長またはチーフクラス分け委員の同意を得た上で、いかなる段階においても意見を求めることができる。
- 13.4.3 第 13.4.2 項に従って求めた意見のほか、クラス分けパネルが競技クラスを割り当てる際に考慮するのは、(どのような出典元であれ) 該当する競技者、所属チーム、JPCA から提出された証拠のみである。
- 13.4.4 クラス分けパネルは、競技クラスを割り当てる際の補助として、ビデオ映像などの記録を作成したり使用したりすることができる。

### 14 競技観察

- 14.1 クラス分けパネルは、競技者に最終的に競技クラスを割り当て、競技クラスステータスを指定する前に、競技者に対して競技観察評価を受けることを求めることができる。
- 14.2 競技観察評価の実施方法と観察項目は、付録書 1 に定めている。
- 14.3 クラス分けパネルが競技者に競技観察評価を完了するように求めた場合、当該競技者は評価セッションの冒頭部分を終了した段階で、クラス分けパネルが競技者に割り当てた競技クラスで競技会に参加する。
- 14.4 競技観察評価を完了するように求められた競技者は、追跡コードである観察的評価 (OA) が指定される。これは競技観察評価期間中、競技者の競技クラスステータスの代わりとなる。
- 14.5 競技観察評価はファーストアピランス (最初の競技) の機会に実施しなければならない。これについて以下のように規定する。
  - 14.5.1 ファーストアピランスとは、競技者が競技会中のある種目に特定の競技クラスで競技する初めての機会のことである。
  - 14.5.2 特定の競技クラスで実施したファーストアピランスは、同じ競技クラスで出場するその他の種目すべてに適用される。
- 14.6 競技者が以下の条件を満たす場合、
  - a) 競技観察後に抗議申し立ての対象となる場合
  - b) 2 回目の評価セッションが同じ競技会で実施される場合
  - c) 2 回目の評価セッションに基づき競技観察を受けるように求められている場合競技観察は、抗議パネルが追跡コードの観察的評価 (OA) を指定して割り当てた競技クラスで競技する次の機会(大会など)で実施しなければならない。

- 14.6.1 クラス分けパネルはファーストアピアランスの終了後（または抗議の一部として実施された競技観察の終了後）、直ちに競技クラスを割り当て、競技者の追跡コードの観察的評価（OA）に代わる競技クラスステータスを指定しなければならない。競技観察を受けて競技者の競技クラスまたは競技クラスステータスの変更を行う場合、変更は即時に発効する。
- 14.7 ファーストアピアランス後に競技クラスが変更された競技者の表彰、記録および結果へ与える影響の詳細については、JPCA 規則と規約を参照することとする。

## 15 競技クラスステータス

- 15.1 クラス分けパネルが競技者に競技クラスを割り当てる場合は、競技クラスステータスも指定しなければならない。競技クラスステータスは、将来、当該競技者が競技者評価を受けることを求められるか否か、および競技クラスが抗議の対象となり得るか否かを示している。
- 15.2 評価セッションの最後にクラス分けパネルが競技者に指定する競技クラスステータスは、以下に挙げるもののうち、いずれか1つである。
- 確定：Confirmed (C)
  - 再評価：Review (R)
  - 指定期間付き R ステータス：Review with fixed date (FRD)

### 競技クラスステータス「新：New (N)」

- 15.3 競技者は最初の評価セッションに参加する前に、JPCA により競技クラスステータス「新 (N)」が指定される。N ステータスの競技者は、クラス分け委員長が別途指定しない限り、競技会に参加する前に評価セッションに出席しなければならない。

### 競技クラスステータス「確定 (C)」

- 15.4 競技者の出場要件を満たす障がいと、競技の基本となる特定の課題や動作を遂行できる能力のいずれもが、現在も将来も安定しているとクラス分けパネルが納得した場合、当該競技者には競技クラスステータス「確定 (C)」が指定される。
- 15.4.1 C ステータスの競技者が、それ以上、競技者評価を受けるように求められることはない（ただし、当規則の抗議（第 19 項）、医学的再検査（第 31 項）および競技クラスの基準の変更（第 15.7 項）に関する規定に準じる場合を除く）。
- 15.4.2 クラス分け委員 1 名のみで構成されるクラス分けパネルは、競技者に C ステータスを指定することはできず、競技クラスステータス「再評価 (R)」を指定しなければならない。

### 競技クラスステータス「再評価 (R)」

- 15.5 さらに評価セッションを行う必要があるとクラス分けパネルが考える場合、当該競技者には競技クラスステータス「再評価 (R)」が指定される。
- 15.5.1 さらに評価セッションを行う必要があるとクラス分けパネルが考える根拠には、多くの要因が挙げられる。これらの要因には、当該競技者が JPCA 公認の競技会に最近参加し始めたばかりであることや、当該競技者に恒久的だが安定していない変動性または進行性のある障

がいがあること、筋肉・骨格面や競技面でまだ成熟していないことなどがあるが、これらに限定されるものではない。

- 15.5.2 R ステータスの競技者は、クラス分け委員長が別途定めない限り、次の競技会に参加する前に競技者評価を完了しなければならない。

#### 競技クラスステータス「指定期間付き R ステータス (FRD)」

- 15.6 さらに競技者評価を行う必要があるが、次回のクラス分け時期として指定した日付までに行う必要はないとクラス分けパネルが考える場合、競技者に「指定期間付き R ステータス (FRD)」を指定することができる。
- 15.6.1 FRD ステータスの競技者は、該当する指定時期の後の最初の機会の評価セッションに出席することが求められる。
- 15.6.2 FRD ステータスを指定された競技者は、医学的再検査の申し立てや抗議の規定に準じる場合を除き、該当する指定時期の前に評価セッションに出席することはできない。
- 15.6.3 クラス分け委員 1 名のみで構成されるクラス分けパネルは、競技者に FRD ステータスを指定することはできず、競技クラスステータス「再評価 (R)」を指定しなければならない。

#### 競技クラス基準の変更

- 15.7 JPCA が当規則の付録書に定められた競技クラスの基準や評価方法を変更する場合、以下のことを実施できる。
- 15.7.1 クラス分け委員長は、C ステータスの競技者を R ステータスに再指定し、当該競技者に一番早い出席可能な機会に評価セッションに出席するように求めることができる。
- 15.7.2 クラス分け委員長は、競技者に指定された次回のクラス分け時期を解除し、当該競技者に一番早い出席可能な機会に評価セッションに出席するように求めることができる。
- 15.7.3 上記いずれの場合も、該当する競技者および所属チームにはできる限り速やかに通知しなければならない。

## 16 複数の競技クラス

- 16.1 本項は複数の競技クラスを割り当てられる潜在的な資格のある競技者に適用される。

複数の種目出場要件を満たす障がい

- 16.2 身体障がいのある競技者は、適用されるあらゆる JPCA 競技規則を条件として、その身体障がいに関して複数の競技クラスを割り当てられる資格を有することがある（カヤックとヴァー）。

## 17 通知

- 17.1 競技者評価の完了後、できる限り速やかに、競技者評価の結果をホームページを通して競技者および/または所属チームに通告するとともに、公表しなければならない。
- 17.2 チーフクラス分け委員は競技者評価後の競技会(監督会議など)で競技者評価の結果を公表し、競技会開始前にクラス分けマスターリストを通じて結果を JPCA ウェブサイトで閲覧できるようにしなければならない。

## 第5部： 出場要件を満たさない障がいの競技クラス

### 18 競技クラス NE（出場要件を満たさない）

#### 総則

18.1 競技者が以下の条件に該当するとクラス分け委員長が判断した場合、

- a) 競技者の障がいは、出場要件を満たす障がいに当てはまらない
- b) 競技者は潜在的な健康状態にない

クラス分け委員長は、当該競技者に競技クラス NE を割り当てなければならない。

18.2 出場要件を満たす障がいのある競技者が、競技の障がいの最小基準を満たしていないとクラス分けパネルが判断した場合、当該競技者にはその競技について競技クラス NE を割り当てなければならない

#### 出場要件を満たす障がいがない場合

18.3 競技者に出場要件を満たす障がいがないとクラス分け委員長が判断した場合、当該競技者には以下のことが適用される。

18.3.1 評価セッションへの参加を認められない。

18.3.2 クラス分け委員長により競技クラス NE が割り当てられ、C ステータスが指定される。

18.4 競技者に出場要件を満たす障がいがないことを理由に別の国際競技団体（以下 IF）が競技者に競技クラス NE を割り当てている場合、クラス分け委員長は当クラス分け規則の第7項に詳述されている手順を必要とすることなく、同様の措置をとることができる。

18.5 競技者がクラス分け委員長またはクラス分けパネル（クラス分け委員長から任命された場合）から以下の理由で競技クラス NE を割り当てられた場合

- a) 競技者の障がいは出場要件を満たす障がいに当てはまらない
- b) 競技者の健康状態は潜在的な健康状態に当てはまらない

当該競技者には2つ目のクラス分けパネルによる評価を求める権利がなく、いずれの競技にも参加することが認められない。

#### 障がいの最小基準を満たしていない場合

18.6 競技者が障がいの最小基準を満たしていないとクラス分けパネルが判断したことを理由に、競技クラス NE を割り当てられたすべての競技者に対して、2つ目のクラス分けパネルが2回目の評価セッションを実施して再評価しなければならない。この再評価は、できる限り速やかに実施しなければならない。

18.6.1 2回目の評価セッションを待つ間、当該競技者は競技クラス NE が割り当てられ、R ステータスが指定される。当該競技者が、この再評価より前に競技に参加することは認められない。

18.6.2 競技者が障がいの最小基準を満たしていないと2つ目のクラス分けパネルが判断した場合（またはチーフクラス分け委員が設定した日時の2回目の評価セッションに出席することを



競技者が辞退した場合)、当該競技者は競技クラス NE が割り当てられ、C ステータスと指定される。

- 18.7 競技者が以前に割り当てられた競技クラス NE 以外の競技クラスについて抗議を申し立て（または申し立ての対象となり）、抗議パネルが競技クラス NE を割り当てた場合、その抗議パネルの決定を審査する最終評価セッションをさらに設けなければならない。
- 18.8 競技者が JPCA の障がいの最小基準を満たしていないとクラス分けパネルが判断したことを理由に、競技クラス NE を割り当てられた場合でも、当該競技者は別の競技の競技者評価の結果を条件として、その別競技に参加する資格を有する場合もある。
- 18.9 競技者が競技クラス NE を割り当てられた場合も、真の障がいの存在を疑うものではない。競技クラスの割り当ては、競技者が JPCA の競技に参加する資格に関するための規則にすぎない。

## 第6部： 抗議

### 19 抗議の適用範囲

- 19.1 抗議は、競技者の競技クラスに関してのみ申し立てることができる。競技者の競技クラスステータスに関しては、抗議を申し立てることはできない。
- 19.2 競技クラス NE を割り当てられた競技者に関しては、抗議を申し立てることはできない。

### 20 抗議の申し立てが認められている関係者

以下に挙げる機関のいずれかのみが抗議を申し立てることができる

- 20.1 競技者および所属チーム（第 21-22 項参照）
- 20.2 JPCA クラス分け委員長（第 23-24 項参照）

### 21 競技者および所属チームによる抗議

- 21.1 競技者および所属チームは、競技者評価が実施される競技会または別途定められた場所において、自身が管轄する競技者に関してのみ抗議を申し立てることができる。
- 21.2 競技者評価の結果が競技会開催中に公表される場合（当規則の第 17 項に従い）、その公表が業務時間内（9:00～17:00）であった場合、抗議は結果が公表されてから 2 時間以内に申し立てをしなければならない。結果の公表が業務時間外または 17:00 以降であった場合、抗議は翌日の 10:00 までに申し立てをしなければならない。競技者評価の結果が競技観察の後に公表される場合も、上記に示されたように申し立てをしなければならない。その公表が業務時間内（9:00～17:00）であった場合は公表されてから 2 時間以内、結果の公表が業務時間外または 17:00 以降であった場合は、翌日の 10:00 までに申し立てをしなければならない。
- 21.3 競技観察評価を受けることをクラス分けパネルから求められた場合、競技者および所属チームはファーストアピランスの前または後に抗議を申し立てることができる。ファーストアピランスが実施される前に抗議が申し立てられた場合、当該抗議が解決するまで、当該競技者は競技に参加することは認められない。

### 22 競技者および所属チームによる抗議の手続き

22.1 競技者および所属チームによる抗議を申し立てるためには、裏付けとなる証拠を添えて抗議が誠実なものであることを示すとともに、抗議申請書を記入しなければならない。JPCA またはチーフクラス分け委員は、抗議申請書を競技会会場と JPCA のウェブサイトで購入できるようにしなければならない。抗議申請書には以下の内容を含めなければならない。

22.1.1 抗議対象の競技者の氏名と競技

22.1.2 抗議対象の決定の詳細または抗議対象の決定の写し

22.1.3 抗議を申し立てる理由の説明、および抗議対象の決定に不備があると考えられる根拠

22.1.4 違反があったと主張する具体的な規則への言及

22.1.5 JPCA が定める抗議手数料

22.2 抗議文書は、JPCA が定める期間内に当該競技会のチーフクラス分け委員に提出しなければならない。チーフクラス分け委員は抗議文書を受け取り次第、JPCA と協議して、抗議の審査を実施しなければならない。その結果には以下に挙げる 2 つの可能性がある。

22.2.1 抗議がこの第 22 項の抗議要件を満たさない場合、チーフクラス分け委員の裁量において抗議を却下することができる。

22.2.2 抗議がこの第 22 項の抗議要件を満たす場合、チーフクラス分け委員の裁量において、抗議を受理することができる。

22.3 抗議を却下した場合、チーフクラス分け委員はできる限り速やかにすべての関係者に通告し、競技者および所属チームに対して書面で説明しなければならない。抗議手数料は没収される。

22.4 抗議が受理された場合、以下のように対応する。

22.4.1 抗議対象の競技者の競技クラスは、抗議の結果が出るまで変更されることなく維持されなければならないが、抗議対象の競技者の競技クラスステータスが R ステータスでない場合、即時に R ステータスに変更されなければならない。

22.4.2 チーフクラス分け委員は、抗議が申し立てられた競技会またはその次の競技会において、できる限り速やかに新たな評価セッションを実施するため、抗議パネルを任命しなければならない。

22.4.3 JPCA またはチーフクラス分け委員は、抗議パネルが新たな評価セッションを実施する日時を関係者全員に通告しなければならない。

## 23 JPCA による抗議

23.1 クラス分け委員長は以下に該当する場合、その裁量において自身が管轄する競技者に関して、いつでも抗議を申し立てることができる。

23.2 競技者が正しくない競技クラスが割り当てられた可能性がある場合とクラス分け委員長が考える場合。

23.3 競技者および所属チームからクラス分け委員長に書面による要請があった場合。この要請の妥当性については、クラス分け委員長が独自の裁量で判断する。

## 24 JPCA による抗議の手続き

- 24.1 クラス分け委員長が抗議を申し立てることを決めた場合、クラス分け委員長はできる限り早い機会に該当する競技者および所属チームに通告しなければならない。
- 24.2 クラス分け委員長は抗議を申し立てる理由と、抗議が正当であると自身が判断する根拠を該当する競技者および所属チームに対して書面による説明を提示しなければならない。
- 24.3 クラス分け委員長が抗議を申し立てる場合は、以下のように対応する。
  - 24.3.1 抗議対象の競技者の競技クラスは、抗議の結果が出るまで変更することなく維持されなければならない。
  - 24.3.2 抗議対象の競技者の競技クラスステータスは、即時に R ステータスに変更されなければならない。
  - 24.3.3 合理的な範囲でできる限り速やかに、抗議パネルを任命して抗議を解決しなければならない。

## 25 抗議パネル

- 25.1 チーフクラス分け委員はクラス分け委員長によって権限を与えられた場合、この第 25 項に定めるクラス分け委員長の義務のうちの 1 つまたは複数を担当することができる。
- 25.2 抗議パネルは、当規則のクラス分けパネルの任命に関する規定と一貫性のある方法で、クラス分け委員長が任命しなければならない。
- 25.3 抗議パネルには、以下に該当するクラス分けパネルのメンバーだった者が一切含まれてはならない。
  - 25.3.1 抗議対象の決定を下したクラス分けパネル
  - 25.3.2 競技者および所属チーム、またはクラス分け委員長が別途合意した場合を除き、抗議対象の決定が下された日に先立つ 12 ヶ月間のうちに、抗議対象の競技者評価の一部を実施したクラス分けパネル。
- 25.4 クラス分け委員長は、抗議パネルが実施しなければならない評価セッションの実施日時を関係者全員に通告しなければならない。
- 25.5 抗議パネルは、当規則に従って新たな評価セッションを実施しなければならない。抗議パネルは、新たな評価セッションの実施にあたり抗議文書を参照することができる。
- 25.6 抗議パネルは競技クラスを割り当て、競技クラスステータスを指定しなければならない。抗議パネルが下した決定は、当規則の通告に関する規定と一貫性のある方法で関係者全員に通告しなければならない。
- 25.7 競技者および所属チームによる抗議およびクラス分け委員長による抗議の双方に関する抗議パネルの決定は、最終的なものである。競技者および所属チーム、またはクラス分け委員長は、当該競技会でさらなる抗議を申し立てることはできない。

## 26 抗議パネルを利用できない場合の規定

- 26.1 競技会において抗議の申し立てがありながら、その抗議が当該競技会で解決される機会がない場合、以下のように対応する。

26.1.1 抗議対象の競技者は抗議が解決されるまでの間、抗議を申し立てられている競技クラスのまま、Rステイタスとして競技に参加することを認められなければならない。

26.1.2 できる限り早い機会における抗議の解決を図るため、あらゆる妥当な措置を講じなければならない。

## 27 特例規定

27.1 JPCA は競技者評価の一部またはすべての手順を競技会とは別の場所、別の時期に実施するための措置を講じることができる。そのような場合、クラス分け委員長は、競技会とは別に実施される評価セッションに関して、抗議を申し立てることができるような抗議規定も定めなければならない。

## 28 抗議に関する特例規定

28.1 IPC または JPC、及び JPCA は、パラリンピック競技大会あるいはその他の競技会の開催期間中に適用される例外的規定を設けることができる。

## 第7部： 評価セッション中の不正行為

### 29 評価セッションへの欠席

29.1 競技者は、評価セッションに出席する個人的責務を負っている。

29.2 競技者の所属チームは、競技者を確実に評価セッションに出席させるための合理的な手段を講じなければならない。

29.3 競技者が評価セッションを欠席した場合、クラス分けパネルはチーフクラス分け委員に欠席の事実を報告する。チーフクラス分け委員は、欠席に対する合理的な説明が存在すると納得し、かつ競技会での実用的な問題が許せば、クラス分けパネルより先に追加の評価セッションに競技者が出生記する日時を新たに決めることができる。

29.4 欠席に対する合理的な説明を競技者が提示できない場合、または競技者が2回目の評価セッションも欠席した場合は、競技クラスは割り当てられず、当該競技者は該当する競技会に参加することを認められない。

### 30 評価セッションの一時停止

30.1 クラス分けパネルは、競技者に競技クラスを割り当てることができない場合、チーフクラス分け委員と協議の上で評価セッションを一時停止することができる。その例として、以下に挙げる状況のうち1つまたは複数に該当する場合が考えられるが、これに限定されるものではない。

30.1.1 競技者側が、当規則の一部を遵守しない場合。

30.1.2 競技者側が、クラス分けパネルが正当に求める医療情報を提示しない場合。

30.1.3 競技者が開示した薬剤、または医学的処置、装置、インプラントの使用（または不使用）が、公正な形で裁定を下すための判断に影響を与えるとクラス分けパネルがみなす場合。

- 30.1.4 競技者が、評価セッションにおけるクラス分けパネルからの要求に応じることが制限されるか、または応じることができない健康状態にあり、そのことが評価セッションを公正な形で実施するための判断に影響を与えるとクラス分けパネルがみなす場合。
  - 30.1.5 競技者がクラス分けパネルと適切に意思の疎通を図れない場合。
  - 30.1.6 評価セッションを公正な形で実施することができなくなるほど、競技者がクラス分け従事者から与えられた合理的な指示に従うことを拒むか、従うことができない場合。
  - 30.1.7 自身の能力に関する競技者の説明・実演とクラス分けパネルが入手している情報が、評価セッションを公正な形で実施することができなくなるほど一貫性を欠いている場合。
- 30.2 評価セッションがクラス分けパネルにより一時停止された場合は、以下に挙げる措置を取らなければならない。
- 30.2.1 一時停止に関する説明と競技者側に求められる是正措置の詳細を、競技者または該当する所属チームに伝える。
  - 30.2.2 チーフクラス分け委員またはクラス分け委員長が納得する是正措置を競技者が講じた場合、評価セッションが再開される。
  - 30.2.3 指定された期間内に競技者が応じることができず、是正措置も講じない場合、評価セッションは打ち切られる。当該競技者は、裁定が完了するまで、すべての競技会への参加を拒否されることとなる。
- 30.3 評価セッションがクラス分けパネルにより一時停止された場合、クラス分けパネルは当規則の第10項に従ってクラス分け未完了（CNC）を指定することができる。
- 30.4 評価セッションの一時停止が実施された場合は、さらに意図的不実表示の可能性を調査することがある。

## 第8部： 医学的再検査

### 31 医学的再検査

- 31.1 本項はCステイタスまたはFRDステイタスを割り当てられている競技者に適用される。
- 31.2 医学的再検査の申し立ては、競技者の障がいの性質や程度の変化により、競技に必要な特定の課題や動作を遂行できる競技者の能力が、練習やフィットネス、習熟度の水準に起因する変化とは明らかに区別できるような形で変化した場合に行わなければならない。
- 31.3 医学的再検査の申し立ては、競技者の所属チームが行わなければならない。医学的再検査の申し立てでは、競技者の障がいが増加した内容と程度、および競技に必要な特定の課題や動作を遂行できる競技者の能力が増加したと考える理由を説明しなければならない。
- 31.4 医学的再検査の申し立ては、合理的な範囲でできる限り速やかにJPCAまたはクラス分け委員長が受け取らなければならない。また、競技者が参加する意向の競技会のエントリー締切日からの期間には、一切受理しないものとする。

- 31.5 クラス分け委員長は医学的再検査の申し立てを受け取った後、できる限り速やかに、当該医学的再検査の申し立てを支持するか否かを決定しなければならない。
- 31.6 第 31.2 項に示したような変化に気付きながら、それに対して JPCA の注意を喚起することを怠った競技者または所属チームは、意図的不実表示の可能性に関して調査を受ける場合がある。
- 31.7 医学的再検査の申し立てが受け入れられた場合、当該競技者の競技クラスステイタスは即時に R ステイタスに変更される。

## 第9部： 意図的不実表示

### 32 意図的不実表示

- 32.1 競技者評価の際やその他競技クラスを割り当てられた後のいかなる時点においても、競技者が自らの技能、能力、および/または出場要件を満たす障がいの程度または性質について、(作為、不作為を問わず) 意図的に不実を示すことは規律違反である。この規律違反を「意図的不実表示」と呼ぶ。
- 32.2 競技者または競技者支援者が、競技者が意図的不実表示を犯すことを幫助すること、または意図的不実表示を隠蔽したり、競技者評価手順を妨害したり、意図的不実表示を伴うその他の何らかの種類の共謀に関わることは規律違反である。
- 32.3 意図的不実表示に関するいかなる申し立てに対しても、クラス分け委員長は聴聞会を開催し、競技者または競技者支援者が意図的不実表示を犯したか否かを判断する。
- 32.3.1 聴聞会パネルは、JPCA 理事、クラス分け委員長、該当する競技会のチーフクラス分け委員により構成されるものとする。
- 32.4 意図的不実表示または意図的不実表示を伴う共謀を犯したことが判明した競技者または競技者支援者に適用される措置は、以下に挙げるもののうちの 1 つまたは複数とする。
- 32.4.1 意図的不実表示が行われた競技会と、その後に当該競技者が参加した競技会のすべての種目での失格。
- 32.4.2 競技クラス NE の割り当てと、1~4 年の範囲内の一定期間を指定する FRD ステイタスの指定。期間は聴聞会にて決定する。
- 32.4.3 1~4 年の範囲内の一定期間にわたる、すべての競技における競技会への参加資格停止。期間は聴聞会にて決定する。
- 32.4.4 JPCA による氏名と資格停止期間の公表。
- 32.5 意図的不実表示または意図的不実表示を伴う共謀を、複数回にわたって犯したことが判明した競技者には、競技クラス NE を割り当て、4 年から最大で生涯にわたる期間を指定した FRD ステイタスを指定する。
- 32.6 意図的不実表示または意図的不実表示を伴う共謀を、複数回にわたって犯したことが判明した競技者支援者には、4 年から最大で生涯にわたる期間、すべての競技会への参加資格を停止する。

32.7 別の国際競技団体が競技者または競技者支援者に対して意図的不実表示に関する懲罰手続きを取り、それにより当該競技者または当該競技者支援者に何らかの措置が課される場合、JPCA はその措置を認識し、尊重し、履行するものとする。

32.8 意図的不実表示または意図的不実表示を伴う共謀を犯したことが判明した競技者または競技者支援者を含むチームに適用される措置は、JPCA の裁量に委ねられるものとする。

## **第10部： 競技者情報の使用**

### **33 クラス分けデータ**

33.1 クラス分けデータがクラス分けの実施に必要とみなされる場合にのみ、JPCA はそうしたクラス分けデータを取り扱うことができる。

33.2 JPCA が取り扱うクラス分けデータは、すべて正確にして完全、かつ最新の状態に保たれなければならない。

### **34 同意と取り扱い**

34.1 第 34.3 項を条件として、JPCA はクラス分けデータに関連する競技者の同意を得たクラス分けデータだけを取り扱うことができる。

34.2 競技者が同意を与えることができない場合（例：競技者が未成年の場合など）は、当該競技者の法定代理人や保護者、またはその他の代理人が競技者に代わって同意を与えなければならない。

34.3 国内法によって認められている場合にのみ、JPCA は該当する競技者の同意を得ずにクラス分けデータを取り扱うことができる。

### **35 クラス分けの研究**

35.1 JPCA は、研究を目的として、競技者に個人情報を提供するよう要請できる。

35.2 研究目的に JPCA が個人情報を利用する場合は、当規則および該当するすべての倫理的使用要件を遵守しなければならない。

35.3 研究目的を唯一かつ排他的な理由として提供された個人情報を、他の目的のために利用してはならない。

35.4 JPCA は、当該競技者の明確な同意を受けた場合にのみクラス分けデータを研究目的で利用することができる。JPCA が研究目的のために提供した個人情報を公表することを望む場合は、公表の前に当該競技者本人の同意を得なければならない。この制約は、個人情報の利用に同意した競技者を特定できないように匿名化された公表には適用されない。

### **36 競技者への通告**

36.1 JPCA は、クラス分けデータを提供する競技者に対して以下の項目について通告しなければならない。

36.1.1 JPCA がクラス分けデータを収集しているという事実。

36.1.2 クラス分けデータを収集する目的。

36.1.3 クラス分けデータを保持する期間。

## 37 クラス分けデータのセキュリティ

37.1 JPCA は、以下のように行動しなければならない。

37.1.1 クラス分けデータの紛失や盗難、または不正アクセス、破壊、利用、修正、または開示を防ぐための物理的、組織的、技術的およびその他の措置を含む適切なセキュリティ安全対策を適用することにより、クラス分けデータを保護すること。

37.1.2 クラス分けデータを提供されたすべての相手が、当規則と一貫性のある方法で当該クラス分けデータを使用するよう適切な措置を講じること。

## 38 クラス分けデータの開示

38.1 JPCA は、他のクラス分け組織にクラス分けデータを開示してはならない。ただし、その開示が、他のクラス分け組織が実施するクラス分けに関連し、かつ該当する国内法と一貫性がある場合を除く。

38.2 JPCA が他の相手にクラス分けデータを開示することができるのは、その開示が当規則に準拠し、かつ国内法で認められている場合に限られる。

## 39 クラス分けデータの保持

39.1 JPCA は、クラス分けデータが収集目的の必要な期間に限って保持されるよう図らなければならない。クラス分けの目的上、クラス分けデータを保持する必要がなくなった場合、データを消去、破壊、または恒久的に匿名化しなければならない。

39.2 JPCA は、クラス分けデータの保持期間についてガイドラインを公表しなければならない。

39.3 JPCA は、クラス分け委員やクラス分け従事者がクラス分けデータを保持する期間を、当該競技者に関連するクラス分け業務を遂行するために必要な期間のみ限定する方針と手続きを施行しなければならない。

## 40 クラス分けデータのアクセス権

40.1 競技者は以下に挙げる内容をクラス分け委員長に要求することができる。

40.1.1 JPCA が、自身と個人的に関連するクラス分けデータを取り扱うか否かの確認、および保持されているクラス分けデータに関する説明

40.1.2 JPCA が保持しているクラス分けデータのコピー

40.1.3 JPCA が保持しているクラス分けデータの訂正または削除

40.2 要請は、競技者または所属チームが申し立てることができ、合理的な期間に応じられなければならない。

## 41 クラス分けマスターリスト

41.1 JPCA は競技者のマスターリストを保持しなければならない。マスターリストには、競技者の氏名、性別、生年月日、競技クラス、競技クラスステータスが記載されなければならない。クラス分けマスターリストは、国内競技会にエントリーする競技者を明記していなければならない。

41.2 JPCA は、すべての関係者が JPCA のウェブサイトでクラス分けマスターリストを閲覧できるようにしなければならない。



## 第11部： 上訴

### 42 上訴

42.1 上訴とは、競技者評価またはクラス分けの手続きが遂行された方法に対する正式な異議申し立てを提出し、その後解決する手順である。

### 43 上訴の申し立てが認められている関係者

43.1 上訴を申し立てることができるのは、以下のいずれかの機関に限られる。

43.1.1 競技者および所属チーム

### 44 上訴

44.1 競技者および所属チームは、競技クラスまたは競技クラスステータスの割り当てに関して手続き上の誤りがあり、その結果、競技者に正しくない競技クラスまたは競技クラスステータスが割り当てられたと判断した場合、上訴を申し立てることができる。

44.2 JPCAは競技者および所属チームより提出された上訴内容に従い、クラス分け上訴委員会(BAC)を設立することができる。BACが上訴解決のための役割を果たす。

### 45 上訴に関する特例規定

45.1 IPC または JPC、および JPCA は、パラリンピック競技大会あるいはその他の競技会の開催期間中に適用される例外的規定を設けることができる。

## 第12部： 用語解説

**競技用補装具**：競技者の特殊なニーズに合わせて作られた、競技への参加を容易にし、成果を挙げるために競技会において競技者が使用する器具や装置。

**上訴**：JPCA がクラス分けの手順の中で不当な決定を下したとする異議申し立てを解決する手段。

**競技者**：クラス分けの目的上、パラカヌーに参加するすべての人物。

**競技者評価**：競技者に競技クラスと競技クラスステータスを割り当てられるように、当規則に従って競技者を評価する手順。

**競技者支援者**：トレーニングや競技会に参加するか、それらに備える競技者に協力するすべてのコーチ、トレーナー、マネージャー、通訳、代理人、チームスタッフ、競技役員、医師、医療従事者。

**BAC**：JPCA クラス分け上訴委員会のこと。

**チーフクラス分け委員**：クラス分け委員長により、当規則に従って特定の競技会のクラス分け業務の指示、管理、調整、実施をするために任命されたクラス分け委員。

**クラス分け**：障がいそれぞれ特定の競技または種目の基本的な動作に与える影響の程度に従い、競技者を競技クラスにグループ分けすること。競技者クラス分けとも呼ばれる。

**クラス分けデータ**：クラス分けに関連して、競技者、所属チーム、および/またはその他の人物が、クラス分け組織に提供する個人情報または機密個人情報。

**クラス分け機密情報**：JPCA によって入手および使用されたクラス分けに関する情報。

**クラス分けマスターリスト**：競技クラスを割り当てられ、競技クラスステイタスを指定された競技者を明記するリストで、JPCAにより公表される。

**クラス分け未完了 (CNC)**：競技者評価が開始されているが、JPCAが納得するように競技者評価が完了していない競技者に適用される呼称。

**クラス分け組織**：競技者評価の手順を実施して競技クラスを割り当て、クラス分けデータを保持するすべての組織。

**クラス分けパネル**：当規則に従って競技クラスと競技クラスステイタスを決定するために、クラス分け委員長により任命されたクラス分け委員のグループ。

**クラス分け従事者**：競技者評価に関してクラス分け組織の権限を持って活動する人物。クラス分け委員、管理担当者など。

**クラス分け規則**：クラス分け規則と規約とも呼ばれる。競技者評価に関連してJPCAが採用する方針、手続き、慣行、説明。

**クラス分けシステム**：パラスポーツにおいて、JPCAの競技クラスの開発と指定に使用される枠組み。

**クラス分け委員**：クラス分けパネルのメンバーとして競技者を評価する役員としての権限をJPCAから与えられた人物。

**クラス分け委員の認定**：クラス分け委員が認定またはライセンスを取得し維持するために必要な特定のクラス分け委員の適格性を満たしていることを、JPCAが評価する際に用いる手順。

**クラス分け委員の適格性**：クラス分け委員が業務を実施するのに適格であるとJPCAがみなす資格と能力。

**クラス分け委員行動規範**：JPCAが定めるクラス分け委員向けの行動および倫理基準。

**規程**：2015年版クラス分け規程と、競技者評価のための国際基準、出場要件を満たす障がいのための国際基準、抗議と上訴のための国際基準、クラス分け従事者とその養成のための国際基準、クラス分けデータの保護のための国際基準のこと。

**競技会**：1つの主催機関の下で、同時に実施される一連の個別種目。

**遵守**：IPCが示した規程の本文、精神、意図を表現した規則、規約、方針、手順の履行。規程で使われている *comply* (従う)、*conform* (一致する)、*in accordance* (従って) という用語は (これらに限定はしない)、「遵守」と同じ意味である。

**継続的教育**：JPCAが統轄する競技のクラス分け委員としての知識と技能を維持または向上させるために、JPCAが定めた高度な知識と実用的な技能を提供すること。

**診断情報**：出場要件を満たす障がいまたは潜在的な健康状態が存在するの可否かを、JPCAが評価することを可能にする医療記録やその他の文書。

**出場要件を満たす障がい**：パラスポーツに参加する必要条件として指定されている障がいで、詳細は当規則で定められている。

**受講基準**：クラス分け委員を務めることを希望する人物の専門知識または経験の水準について、JPCA が定めた基準。例として、元競技者あるいは元コーチ、スポーツ科学者、体育指導者、医療専門家などが考えられ、いずれも競技者評価の全部または特定部分を実施するのにふさわしい資格と能力が必要である。

**入門レベルの教育**：JPCA が統轄する競技のクラス分け委員として働き始めるための、JPCA が定めた基礎知識と実用的な技能。

**評価セッション**：競技に関する障がいの最小基準を競技者が満たしているかを評価し、競技者が競技の基本となる特定の課題や動作を遂行できる程度に応じて競技クラスと競技クラスステータスを割り当てる目的で、競技者がクラス分けパネルの評価を受けるために出席することを求められるセッション。評価セッションに競技観察が含まれることがある。

**種目**：単独のレース、試合、ゲーム、または単一競技の競争。

**ファーストアピランス（最初の競技）**：競技者が、競技大会中のある種目に特定の競技クラスで競技する初めての機会。

**指定期間付き再評価**：クラス分けパネルが設定する日付で指定期間付き R ステータス（FRD）を指定された競技者は、この日付より前には評価セッションに出席することを求められない。ただし、医学的再検査の申し立てまたは抗議に関する規則に準じる場合を除く。

**クラス分け委員長**：JPCA 委員会の推奨を受けて、理事会によりクラス分け業務を指示、管理、調整、実施するために指名された人物。

**健康状態**：病状、急性または慢性の疾患、異常、損傷あるいは外傷。

**障がい**：身体的、視覚的、または知的な障がい。

**意図的不実表示**：競技者評価の際やその他競技クラスを割り当てられた後の時点で、パラスポーツに関連する技能や能力の有無または程度、あるいは出場要件を満たす障がいの程度または性質について、JPCA を（作為、不作為を問わず）意図的に欺こうとすること。

**国際競技団体（IF）**：IPC によりパラスポーツとしてのステータスを与えられた障がいのある競技者のための競技において、IPC から唯一の世界規模の代表者として認知された競技団体。一部の競技については、IPC と障がい別国際スポーツ組織（IOSD）が IF の役割を果たす。

**国際基準**：規程を補完し、クラス分けの技術上および運用上の追加的な要件を定める文書。

**IPC**：国際パラリンピック委員会のこと。

**認定維持**：クラス分け委員の適格性を継続的に維持するために必要な高度な養成、教育および実践を行うこと。

**主要な競技会組織**：国際競技会の運営機関として機能する組織。

**医学的診断書**：競技者が競技者評価を受けるために、要請があった場合に提出しなければならない競技者の健康状態を明らかにするための文書。

**医学的再検査**：競技者の障がいの性質または程度の変化により、競技者に割り当てられている競技クラスが正しいことを確認するために競技者評価の一部またはすべてを行う必要があるか否かを JPCA が判断するための手順。

**医学的再検査の申し立て**：医学的再検査を求めて、競技者の代理として所属チームが行う申し立て。

**最良の実践モデル**：IPC クラス分け規程と国際基準の実施に役立てるために IPC が作成する、指針となる特別な文書。

**国内法**：クラス分け組織に適用される、データの保護とプライバシーに関する国内の法律、規約、方針。

**競技観察**：出場要件を満たす障がい競技の基本となる特定の課題や動作を遂行できる競技者の能力に与える影響の程度に関する判断を下せるように、クラス分けパネルが競技会において実施する競技者の観察。

**パラリンピック競技大会**：パラリンピック競技大会とパラリンピック冬季競技大会の両方を意味する総称。

**恒久的**：規程および国際基準で使用されている恒久的という用語は、障がい回復の可能性が低く、生涯にわたり主要な影響が見込まれることを示す。

**個人情報**：競技者に係る、または直接関係するすべての情報。

**身体障がい**：競技者の競技に関わる動作の生体力学的な遂行に影響を与える障がい。運動失調、アテトーゼ、筋緊張亢進、筋力低下、他動関節可動域障がい、四肢欠損、脚長差、小人症がある。

**取り扱う/取り扱い**：個人情報または機密個人情報の収集、記録、保管、使用または開示。

**抗議対象の競技者**：競技クラスについて異議申し立てが行われている競技者。

**抗議対象の決定**：異議申し立てが行われている競技クラスに関する決定。

**抗議文書**：抗議手数料を添えて抗議申請書の中で提供される情報。

**抗議手数料**：抗議を提出する際に支払う、JPCA が定めた手数料。

**抗議申請書**：抗議の際に提出しなければならない申請書。

**抗議**：競技者の競技クラスに対して理由を付した反論を提出し、それについて解決を図る手続き。

**抗議パネル**：抗議の結果として評価セッションを実施するために、チーフクラス分け委員が任命するクラス分けパネル。

**再認定**：クラス分け委員が特定のクラス分け委員の適格性を維持していることを、JPCA が評価する際に用いる手順。

**公認大会**：JPCA の推奨を受けて、理事会が公認または承認する競技会。

**研究目的**：パラリンピックムーブメントにおける競技の発展に関連する事柄の研究。障がいそれぞれの特定の競技の基本的な動作に与える影響、および補助技術がかかる動作に与える影響の研究などが含まれる。

**署名者**：規程を承認し、クラス分け規則を通じて規程と国際基準を履行することを約束するすべての組織。

**競技クラス**：競技者が競技に必要な特定の課題や動作を遂行できる程度に照らして、JPCA が定める競技会のためのカテゴリー。

**競技クラスステータス**：競技者が競技者評価を受ける必要性の有無、または抗議対象となる可能性の有無を示すために、競技クラスに対して適用される呼称。

追跡コードの観察的評価 (OA) : 競技観察が完了するまで、競技者の競技クラスステータスの代わりとして適用される呼称。

潜在的な健康状態 : 出場要件を満たす障がいに至る可能性がある健康状態。

## 付録書 1 : 身体障がいのある競技者

### 46 出場要件を満たす障がいの種類

(パラカヌーの出場要件を満たす障がいには「\*」の記号が付与されている)

出場要件を満たす障がい	健康状態の例
<p>*筋力低下*</p> <p>筋力低下のある競技者は、動いたり、力を出したりするために自分の筋肉を任意に収縮させる能力を低減させるか、または消失させるような健康状態にある。</p> <p>(上肢は除外する)</p>	<p>筋力低下に至る可能性がある潜在的な健康状態の例としては、脊髄損傷 (完全損傷または不完全損傷、四肢まひ、対まひ、あるいは不全対まひ)、筋ジストロフィー、ポリオ後症候群、二分脊椎 (脊椎披裂) がある。筋肉または筋群を用いて発揮される筋力の低下が一枝または下半身に起こる。</p>
<p>*他動関節可動域障がい*</p> <p>他動関節可動域障がいのある競技者は、1 つまたは複数の関節の他動運動が制限されるか、または欠落している。</p> <p>(上肢は除外する)</p>	<p>他動関節可動域障がいに至る可能性がある潜在的な健康状態の例としては、関節拘縮症や、慢性的な関節固定や関節に影響を及ぼす外傷に起因する拘縮がある。正常可動域を超える可動性を持つ関節や関節不安定症、関節炎のような急性疾患は除外。</p>
<p>*四肢欠損*</p> <p>四肢欠損のある競技者は、外傷の結果として、骨または関節の全部または一部が欠落している。</p> <p>(上肢は除外する)</p>	<p>四肢欠損に至る可能性がある潜在的な健康状態の例としては、外傷性切断、疾病 (骨肉腫による切断など)、先天性四肢欠損 (肢異常など) がある。</p>
<p>脚長差</p> <p>脚長差のある競技者は、下肢の長さが異なる。</p>	<p>脚長差に至る可能性がある潜在的な健康状態の例としては、四肢形成不全、先天性または外傷性の四肢の成長障がいがある。</p>
<p>小人症</p> <p>小人症の競技者は、上肢や下肢や体幹の骨の長さが短い。</p>	<p>小人症に至る可能性がある潜在的な健康状態の例としては、軟骨無形成症、成長ホルモン障がい、骨形成不全症がある。</p>
<p>筋緊張亢進</p> <p>筋緊張亢進のある競技者には、中枢神経系の損傷に起因する筋肉の緊張の亢進と筋肉の伸展力の低下がある。</p>	<p>筋緊張亢進に至る可能性がある潜在的な健康状態の例としては、脳性まひ、外傷性脳損傷、脳卒中がある。</p>

<p>運動失調</p> <p>運動失調のある競技者には、中枢神経系の損傷に起因する非協調運動がある。</p>	<p>運動失調に至る可能性がある潜在的な健康状態の例としては、脳性まひ、外傷性脳損傷、脳卒中、多発性硬化症がある。</p>
<p>アテトーゼ</p> <p>アテトーゼのある競技者には、継続的で緩慢な不随意運動がある。</p>	<p>アテトーゼに至る可能性がある潜在的な健康状態の例としては、脳性まひ、外傷性脳損傷、脳卒中がある。</p>

## 47 障がいの最小基準

ICF パラカヌーカヤックおよびヴァークラス分けマニュアル（添付）を参照

## 48 評価方法

ICF パラカヌーカヤックおよびヴァークラス分けマニュアル（添付）を参照

## 49 競技クラスの割り当てと競技クラスステータスの指定のための評価基準

ICF パラカヌーカヤックおよびヴァークラス分けマニュアル（添付）を参照

## 付録書 2

### 50 出場要件を満たさない障がい

すべての競技者に適用される出場要件を満たさない障がいの例を以下に挙げるが、これに限定はしない。

- 疼痛
- 聴覚障がい
- 筋緊張低下
- 関節過可動性
- 関節不安定性、例：不安定な肩関節、関節の反復性脱臼など
- 筋持久力の障がい
- 運動反射機能の障がい
- 心臓血管機能の障がい
- 呼吸機能の障がい
- 代謝機能の障がい
- チックおよび衝動症、常同症、運動性保続

### 51 すべての競技者に適用される潜在的な健康状態ではない健康状態

いくつかの健康状態は出場要件を満たす障がいに至ることがなく、潜在的な健康状態ではない。

ある健康状態（上述の付録書 1 に挙げられた健康状態の 1 つを含むが、これに限定はしない）があるが、潜在的な健康状態がない競技者は、パラスポーツに参加する要件を満たさない。

主に痛みを引き起こす健康状態、疲労を引き起こす健康状態、関節過可動性または低血圧を引き起こす健康状態、主に心理的または心因性の性質を持つ健康状態は、出場要件を満たす障がいには至らない。

主に痛みを引き起こす健康状態の例には、筋膜性疼痛症候群、線維筋痛症、複合性局所疼痛症候群がある。主に疲労を引き起こす健康状態の例には、慢性疲労症候群がある。

主に関節過可動性または筋緊張低下を引き起こす健康状態には、エーラー・ダンロス症候群がある。主に心理的または心因性の性質を持つ健康状態の例には、転換性障がいまたは心的外傷後ストレス障がいがある。